

無許可での野生鳥獣の捕獲や「わな」の使用は違法です！

野生鳥獣を捕まえる場合には、以下の内容を必ずご確認ください。

野生鳥獣（鳥類及びほ乳類）を捕まえることは、法律で原則禁止されており、捕まえるためには、許可が必要となります。

自己の所有する土地で捕まえる場合にも、許可が必要です。

わなを設置する場合にも、許可を受ける必要があります。

（わなによっては使用が禁止されているものがあります。）

「とらばさみ」は、踏んだ人や動物を無差別に捕まえて大けがを負わせる危険性があることから、法律により使用が規制されています。

実際に、大けがをする事案が発生しています。

許可を得て、わなを使用する場合にも、以下のことを厳守してください。

- 設置したわなには、設置者の住所、氏名などを記載した標識を付けること。
- 目的外の捕獲を防ぐため、設置したわなは、一日一回以上見回りを行うこと。
- 捕獲した野生鳥獣は、捕獲者が適正に処理すること。

違法となる行為を行った場合、法律により罰則（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）が適用される可能性がありますので、法令を遵守し、適切な捕獲やわなの設置をお願いします。

詳しくは環境省ホームページ野生鳥獣の違法捕獲の防止をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture2.html>

【連絡先】

本庄市 経済環境部 支所環境産業課

TEL：0495-72-1334